

川崎市中小企業を守り発展させ(成長させる)基本条例案

2013.9.26 原案作成、2015.9.2 改訂 9.6 補正

神奈川県異業種連携協議会提案

川崎市は、京浜工業地帯の中核都市を担い、モノづくりを始め、商業、サービス業、建設業などを含めた中小企業が重要な役割を果たす産業構造を形成してきました。近年、大手製造業の生産拠点の地方移転や急速な海外展開、大手商業者の進出などにより、中小企業者は工業・商業さらに建設業でも減少しており、雇用面の深刻さが増しております。一方、子育て支援や高齢化に対するサービス業の増加も顕著な特徴です。中小企業は事業所数、従業者数とも市内の大半を占め、まちづくりや、災害時の助け合いなど、地域社会の発展に欠かせない存在です。特に小規模事業者は営業と生活が一体であり、その存続を維持することは市内経済の発展にとって重要です。

中小企業者は、経営者と従業員の創意工夫、大学との共同開発などによって、新たな技術や事業、商品やサービスの創造に挑戦し、雇用の創出と地域経済の発展、安心・安全な社会づくり、豊かな文化の創造に貢献しています。

地域の発展に重要な役割を占める中小企業者が、自ら経営の努力をしながら、その振興(「守り発展させる」をいう、以下同じ)、が、川崎市の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、まちづくりの担い手である市民や行政その他の関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するための条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、並びに市、中小企業者、中小企業団体、金融機関、大企業者、大学等及び市民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者であって、

市内に事業所を有するものをいう。

- (4) 中小企業に関する団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合、工業会その他の中小企業の振興及び共同化をすすめる活動を行っている団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を営むものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
- (8) 市民 川崎市内に在住、在勤または在学しているものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業者は多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域経済を支える重要な存在であることにかんがみ、中小企業の振興は次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組みが促進されること。
- (2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑化が図られること。
- (3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組みが促進されること。
- (4) 小規模事業者及び小企業者の事業の持続的な発展が図られること。
- (5) 市、県、国、その他の公共団体、中小企業者、その他の中小企業に関する団体金融機関、大企業者、大学等及び市民が相互に連携し、及び協働して推進されること。
- (6) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本市の特色を生かした活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。
- (7) 若者から魅力のある存在として中小企業の活動が目に見えるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組みを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策について、国、県その他の公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、金融機関、大企業者、大学及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮するなど、社会的責任を重視し、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。同時に市民に対する事業所の開放や、事業内容の告知、サービスの向上、市民からの意見に対する真摯な対応等、市民との連携に努めるものとする。これらの活動については従業員の理解と協力のもとで進めることとする。

(小規模事業者及び小企業者の努力)

第6条 小規模事業者及び小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図り事業の振興に取り組むよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の責務)

第7条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の責務)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、地域や市民に対する社会的責任を十分果たすよう、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の責務)

第10条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、中小企業との連携を図り、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第12条 市は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

(1) 相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援をすすめること。

(2) 税制・国民健康保険・社会保険負担の軽減等を通じて、中小企業の経営の

安定及び経営基盤の強化を促進すること。

- (3) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、または分割すること等により、市内中小業者の受注機会の増大に努めること。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2項第3項に規定する指定管理者の選定にあたっては、当該公の施設の設置目的に配慮し、透明かつ公正な選定手続きを行い、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること。
- (5) 技術開発型企業に対する技術支援策を強化する。また異分野連携による新事業分野開拓事業の重要性に鑑み、異分野中小企業者の交流を促進すること。
- (6) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取り組みの強化を促進すること。
- (7) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。
- (8) 県、国、その他の公共団体、中小企業に関する団体等と協力し、地域に根差した産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。
- (9) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。
- (10) 中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図り、またまちづくりの推進を図る事業活動の支援等必要な施策を講ずる。さらに卸売業が果たす社会的役割に十分配慮すること。
- (11) 地域の自然的、文化的、産業的資源の確保と掘り起しを重視しつつ、観光産業振興に努めること。
- (12) 総合的・地域振興を目的とした、農業者との連携を図ること。
- (13) 近年激増している医療・福祉関連事業者には十分配慮すること。
- (14) 環境・再生エネルギー・安全・防災などの分野に対する中小企業者の取り組みを強化すること。
- (15) 「防衛産業」は否定しないが「平和の維持」に十分配慮すること。
- (16) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

(中小企業を守り発展させ(成長させる)振興計画)

第13条 市長は、前条に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業振興計画」という。）を定めなければならない。

2 中小企業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向。
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画

的に推進するための必要な事項。

- 3 市長は、中小企業振興計画を定めるに当たっては、市民、中小企業者その他の関係者の意見を聞くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、中小企業振興計画を定めるに当たっては、「川崎市中小企業振興審議会」の意見を聴かなければならない。審議会は、関係分野や各区の代表等、中小企業者の意見が十分反映する構成とする。
- 5 市長は、中小企業振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 市長は、中小企業振興計画の円滑な推進を図るため、市職員の理解を十分に得るよう部局会議や職員研修制度等必要な措置をとるものとする。
- 7 前項の規定は、中小企業振興計画の変更について準用する。

(施策の検証)

第 14 条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 15 条 市は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。市内の産業動向や個別事業者の実態を把握するため、全市の調査を計画的に実施すること。

(実施状況の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により市民に公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 17 条 市は、中小企業の振興に関する施策に、市民、中小企業者、中小企業に関する団体、その他関連分野の意見を反映することができるように、「川崎市中小企業審議会」のほかに、各区に「産業振興委員会」を設置し、区内の中小企業者や関係者の参加を得て、広くかつ具体的な課題把握に努めるものとする。必要に応じて専門的な部会を設けるとともに、必要があれば「区民会議」にも積極的に情報提供をすることとする。

(川崎市中小企業振興推進月間)

第 18 条 市は、他の公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び市民との連携による中小企業の振興を図るため、川崎市中小企業振興推進月間を設ける。

- 2 川崎市中小企業振興推進月間は、7月とする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の改正)

第20条 市は、経済社会情勢等の変化を条例に反映するため、4年ごとに条例の見直しと改正を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(付属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 付属機関の設置に関する条例(昭和〇〇年川崎市条例第 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の項 川崎市〇〇審議会の項に次のように加える。

川崎市中小企業振興審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、または意見を建議すること。	〇〇人以内
--------------	---	-------

(検討)

3 市長は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。